指名停止措置業者名及び住所			
	指名停止措置業者名	有限会社あけぼの交通 代表取締役 松崎 健一	
	住 所	茨城県筑西市海老ヶ島1614番地4	
	登録番号	5645	

## 指名停止措置期間

1 令和7年8月29日~令和8年2月28日(6か月)

## 指名停止措置の適用範囲

茨城県が発注する物品・役務調達契約

## 事実概要

有限会社あけぼの交通は、令和7年4月1日付で茨城県と締結した「茨城県立境特別支援学校のスクールバス運行業務委託契約」において、正当な理由がなく、契約中途で一方的に契約を放棄したため。

## <茨城県物品調達等登録業者指名停止基準>

措置要件	期間
別表 第2号 (契約違反) 県が発注する物品調達等の契約の履行に関し、契約条件等に違反し、 物品調達等契約の相手方として不適当と認められるとき。	当該認定をした日から 1か月以上12か月以内

問い合わせ先

茨城県会計事務局会計管理課会計指導室 調度担当 茨城県水戸市笠原町978-6 電話 029-301-4875 (ダイヤルイン)